

平成30年度 第8回天童市農業委員会総会 会議録

平成30年11月13日(火) 午前10時00分 第8回天童市農業委員会総会  
を天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
4番	齋藤照一	13番	松田康政
5番	横山愛	14番	太田博巳
6番	秋保茂男	15番	梅津節子
7番	原田洸一郎	16番	今野滋
8番	長谷川喜久	17番	細矢幸市
9番	片桐久雄	18番	佐藤悦雄
10番	清野貢市	19番	堀越重助

2 欠員

3番 熊澤八弘

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前9時50分 開会

議 長 11月8日付け天童市農業委員会告示第13号にて招集しました、平成30年度第8回天童市農業委員会総会を開会します。

---

議 長 本日の総会に欠席届のある委員は熊澤八弘委員です。定足数に達しておりますので会議を開会します。日程第3号議事録署名を指名します。4番、齋藤照一委員、5番、横山愛委員の両名にお願いします。

---

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。佐藤善治広報編集委員長。  
佐藤(善)委員長 農委だより117号作成に、ご協力ありがとうございました。  
また、農業まつりに米粉を使った料理を出品したところ、300程試食を準備したのですが、開始1時間までには無くなってしまったということでした。「これ米粉なの?」とか「米粉ってどこで売ってるの?」という声も聞こえて、米粉の利用拡大に効果があったと思っています。ご協力本当にありがとうございました。

---

議 長 日程第5の事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます。  
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。  
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。  
総会資料2ページの農地改良受付状況について報告する。  
総会資料3～4ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。  
総会資料5～6ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議 長 事務局から事務処理報告がありましたが、ご質問等ありませんか。  
議 長 片桐久雄委員。  
片桐委員 5条届出の5ページ1番上、これは売買で届出だけで進めるといのはどういう解釈なのか。

澤 補佐 こちらは荒谷の工業団地の部分でして、市街化区域の土地です。  
片桐委員 わかりました。  
議 長 その他、ございませんか。  
(ありません。の声)

---

議長 日程第6の議事に入ります。事務局の説明を求めます。

議長 承認第9号 農地法第18条6項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今野委員 関連事項がございますので退席させていただきます。  
(今野委員退席)

布施主事 総会資料(7~9ページ)を説明する。

議長 事務局から説明ありましたが、皆さんからご質問等ありませんか。  
(ありません、の声)

議長 承認第9号 農地法第18条6項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め、承認いたします。  
(今野委員戻る)

議長 承認第10号 議決事件の取消し願いについて上程します。

澤 補佐 総会資料(10ページ)を説明する。

議長 事務局から説明がありましたが、皆さんから異議ございませんか。  
(ありません、の声)

議長 承認第10号 議決事件の取消し願いについて異議なしと認め承認することと決定いたします。

議長 議第31号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料(11~13ページ)を説明する。

議長 地元農業委員の調査の結果を求めます。

議長 1番、私の担当です。経営移譲ということで問題ありません。

議長 2番、3番、秋保茂男委員。

秋保委員 2番、3番、事由の通り問題ありません。

議長 4番、太田博巳委員。

太田委員 事由の通り問題ありません。

議長 5番、6番、7番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 親子の経営移譲ですので、事由の通り問題ありません。

議長 8番、佐藤悦雄委員。

佐藤(悦)委員 事由の通り問題ありません。

議 長 9番、10番、今野滋委員。

今野委員 9番は、子供さんに経営移譲するということでの使用貸借権の変更です。10番は、息子さんが帰ってきて農地の拡大をしたいという理由での売買です。

議 長 11番、佐藤善治委員。

佐藤(善)委員 11番は、後継者がなく、若い農業者へ売買するものです。

議 長 地元農業委員の報告によると事由の通り問題なしということですが、皆さんから異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 議第31号 農地法第3条の規定による許可につきましては、異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第32号 農地法第5条の規定による許可について上程します。

布施主事 総会資料(14～15ページ)を説明する。

議 長 地元農業委員の調査の結果を求めます。

1番、2番、齋藤照一委員。

齋藤委員 住宅地の中の畑ということになりますので、問題ないと思います。

議 長 3番、佐藤悦雄委員。

佐藤(悦)委員 本日欠席している熊澤委員からの代理で報告します。寺の駐車所が小さく、駐車場を拡大するということです。問題ないと思います。

議 長 4番、佐藤悦雄委員。

佐藤(悦)委員 今回4世帯の家の建築ですが、車庫がないということの申請です。

議 長 5番、三宅藤義委員。

三宅委員 5番は、住宅が隣接しており、目の前の道路が市道になってますので問題ないと思います。

議 長 調査委員の調査の結果を求めます。松田委員。

松田委員 11月5日に事務局と三宅委員と5ヶ所を調査したところ、使用目的及び市道等の条件が整っており、妥当と認められると思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元農業委員並びに調査委員の報告によると、事由の通り問題なしということですが、皆さんから異議ございませんか。

議 長 片桐久雄委員。

片桐委員 3番ですが、計画を立てる場合には面積要件がありますが、この

場合の要件をお聞きしたい。

議 長

布施主事。

布施主事

駐車場で、構築物はありませんので、開発許可を伴わない、農地転用の申請のみということになります。開発許可を伴う場合に面積の制限なども出てくる場合があります。利用計画では、現在の駐車場8台分を、32台分、大型バスを2台分ということです。その他通路や除雪スペースとして利用計画がでているものです。

片桐委員

そういったものに対して要件があるのかないのか。

布施主事

開発許可を伴わない場合は、農地転用の申請のみとなります。農地転用の申請は面積の上限等の制約等は法律上では設けられておらず、必要である最小限の面積と規定されていますので、事業規模からみて必要であると認められれば申請は妥当だと思います。事務局の判断としては、これまで周辺の住民から土地を借りてきたこともあり、今回の事業規模からみて妥当な面積と判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

片桐会長

わかりました。

議 長

その他、ありませんか。

(ありません。の声)

議 長

議第32号 農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長

議第33号 平成30年度第8回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

澤 補佐

総会資料(16～19ページ)を説明する。

議 長

事務局から説明がありましたが、皆さんから異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長

議第33号 平成30年度第8回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め許可することに可決・決定いたします。

---

以上をもちまして平成30年度第8回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午前11時00分)